

## 第 19 回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日 時：H21.5.20(水)15:04 - 16:00

場 所：議会棟 6 F 601 特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員、事務局

総務部中川総括室長、予算調整室坂三副室長、同室谷主査

資 料：第 19 回議員提出条例に係る検証検討会事項書

執行部資料 1 補助金等の返還について

執行部資料 2 県の補助金における暴力団排除規定に対する考え方

資料 1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例(平成十五年三月十七日三重県条例第三十一号)(抄)【座長案】

### 検討会 議事概要

委員：第 19 回議員提出条例に係る検証検討会を開会する。

執行部：説明に先立ち、執行部の基本的な考え方を申し上げたい。公金が暴力団等の資金源となるのを阻止するため、県においては、すでに公共工事等、物件契約、生活保護、県営住宅から暴力団等を排除するための措置を設け、運用で対応しているところである。しかし、補助金等の交付対象からの排除は、実施しておらず、これは大阪府や佐賀県など他県において検討されている事例はあるものの、実施しているところはないものである。

補助金等の交付対象として暴力団等を排除すべきであるのは、当然のことであり、その目的は公共工事や物件契約等からの排除と変わらないところである。なお、そのための措置については、実効性や事務負担等も考えた上で実施する必要があると考えている。

前回の検討会において、各補助金等の趣旨、制度によっては(暴力団排除の)適用除外とするべきものがあること、その範囲については基本的人権に関わるものなどについては暴力団等であるからとはいえ排除するのは適当でないなどの論点が出されたところである。しかし、それらについては導入する中で整理するのが適当とされたところであり、今回、この仕組みについて説明申し上げる。

執行部：執行部資料 1 及び執行部資料 2 に基づいて説明する。

前回の検討会において、補助金等の返還について、一般的な流れを説明するよう求められたので、これについて、執行部資料 1 に基づき説明する。

(執行部資料 1 に基づき説明)

委員：この、補助金等の返還についての説明についてよいか。質疑等はないか。

委員：補助事業が終了し、その後にその者が暴力団であるなど不適正な事実が

判明した場合、どうなるのか。

執行部：それについては、**執行部資料2**で説明する予定である。

委員：法令違反やコンプライアンス違反を繰り返す企業へ補助金等を交付している場合には、それを取り消し、返還させるべきではないか。このようなものも返還理由に入れるべきではないか。例えば亀山市はシャープなどに対し、法令違反の場合の要件を設けている。今後、このような要件を返還理由に入れるということにはならないのか。

執行部：現在の補助金交付規則は、補助金適正化法に即しているものである。補助事業について適正に遂行されない場合は取消の対象となるが、事業者自身の法令違反を理由として取り消すことは、取消要件となっていないので返還等させていないところである。現在のところ、そこまで対象を広げることは考えていない。

委員：今後検討していただきたい。ぜひ入れていただきたい。市町で入っていて、県では入っていないのも合理的ではない。また、法令違反をするような者に対して補助金等を出すことにはならないはずと考えるものである。交付規則の改正を、執行部において検討していただきたい。

委員：今回は、補助金等の返還の手続きについて聴取したものである。委員のご意見については、執行部内部で検討等により対応いただきたい。

執行部：**執行部資料2**について説明する。これは、前回の検討会の議論を受け、執行部において検討したものである。

(**執行部資料2**に基づき説明)

なお、**執行部資料2**のP4において、ケース2及びケース3については、前回の検討会で、対応する場合の課題等について説明したところであるが、事後発覚の場合について引き続き検討する必要があるとの(検討会の)ご意見を受け、検討した結果である。暴力団等であると事前に捕捉することや事後発覚の場合に対応することなどは困難であるとの結論に至った。

P5において、条例に規定された場合を想定しているが、その場合には補助金交付規則を改正せず、各補助金要綱等において規定する方向で検討している。

今後のスケジュールとしては、仮に6月に条例改正が議決された場合には、情報管理のためにマニュアルを作成し、研修会等においてそれを周知するなど準備を進め、可能であれば9月末に施行できるよう進めていきたい。

委員：この、補助金等の交付対象から暴力団等を排除するための具体的仕組みについての執行部説明に対し、委員から質問はあるか。

委員：よくわかった。ところで、補助対象者などが暴力団であるとたまたま(偶然に)判るときがある。例えば民間企業が請負や委託等行った者が、暴力団等であった場合、そのようなことが判ってしまった場合には、どうなる

のか。

執行部：今回の仕組みでは取消要件に当たらないものである。今回は、(直接の)補助対象者から除くことを想定している。

委員：たまたま判った場合にも、取り消すことは難しいということか。よく判った。

委員：ここで、暴力団等とは個人も含まれるのか。

執行部：暴力団等とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条及び第3条に規定される指定暴力団を想定するところであるが、その他暴力団の影響を受けている者、暴力団等に協力する者等に該当するかは、県警等と慎重に判断する必要があると考えるところである。

委員：明確に関わっていても、その団体の一員である個人が暴力団員である場合は、取消の対象とならないのか。あるいは、暴力団員であると明確な者が、仮にある団体にいればその団体は補助を受けることはできないのか。

委員：役員の中に暴力団員がいれば、補助を受けることができないということではないのか。

執行部：事前確認は、補助対象者である団体の役員について確認するものである。その他、団体の構成員の中に暴力団員が含まれている場合、今後検討を要するものであるが、団体が暴力団等の影響を受けているものである場合などについては、慎重に判断する必要があると考えているところである。

委員：補助を受ける団体の中に暴力団員がいても、影響を受けるという背景がなければ、排除されないということか。

執行部：詳細については、今後県警と詰めていきたいと考えているところである。

委員：極端な話かもしれないが、例えば暴力団員が市長や町長になった場合には、その市あるいは町は、補助金を受けることができないのか。かつては、入れ墨をした首長もいたと聞いている。

執行部：現に暴力団員である場合はさておき、暴力団の影響を受けている者として今後検討を要する例として、法によっては暴力団等の範囲の一つに「かつて暴力団員であったものが脱退して5年間を経過しない者」などの表現で定めているものもある。その範囲は今後県警と検討して定めるものであり、それに基づいて実際に暴力団等と関係している者、団体であるかどうかについては、県警において慎重に判断していただくこととなると考えている。

委員：わかった。

委員：委員から他に質問はないか。なければ、執行部からの説明聴取はこれまでとし、ここからは、委員間討議を行う。

先ほどの執行部説明を踏まえ、この検討会としてどのように対応するかに

ついて討議を行う。

この検討会としての対応については、座長及び副座長で、前もって検討を行った。その結果、座長案として、お手元の資料1のとおり、第9条の2として、新しく条を設けて規定する案をお示しする。

「県は、補助金等を暴力団等に交付することのないよう、各補助金等の交付の目的、趣旨等を勘案しつつ、必要な措置を講ずるものとする。」

この規定は、県すなわち執行部が、暴力団等を排除するために必要な措置を講ずること、すなわち県の取組を求めるものである。具体的な暴力団等の排除は、この規定に基づく慎重かつ迅速な検討の上、仕組みや手続き等が設けられ、それによって行われることとなろうと思われる。

この座長案をたたき台に、本日、この検討会の案をまとめたいと考えている。

引き続き、資料1について、事務局から説明させる。

事務局：これについては、竹上委員から補助金等が税金その他の貴重な財源であることから、その交付先から暴力団等を排除するべきであるとのことのご提案があり、そのご提案に基づいて執行部からその仕組みについて説明が行われたものである。説明を聴取した上で、検討会としても、一定の例外はあるけれども原則について条例に規定するとの議論になり、その議論を踏まえて第9条の2に規定することを提案するものである。

委員：事務局からの説明に対する質疑、あるいは修正案などのご意見はないか。

委員：確認であるが、第9条に付属するような、この位置で規定するのがよいものなのか。

事務局：条例の中で、この条文の位置としてここが適切であると判断し、提案するものである。県の取組として、「議会の措置等」の規定の後ろが適切と判断したものである。

委員：これは、第9条に付属するものではなく、全く別の条文として設けるものである。

委員：この条文案を送っていただいて一応回答したものであるが、改めて、このような、もってまわったような表現にしなければならないのか。今の説明を聴けば、もっと端的に、暴力団等に交付してはならないと、きちんと条文で大原則を明らかにすべきではないか。

委員：これは座長から相談を受けて検討してきたものであるが、条例で決めてしまうと、その施行の日から確実に実施しなければならない。従って、確実に対応できない微妙な部分はファジーな表現をした方が適切であると考ええる。仮に条例が成立しても、実際に6月に暴力団等の排除を実施するのは難しい。そのため、このような文言で適当かと考える。

委員：そうしなければならないなら（仕方がない）。結果として、暴力団等は排

除させることとなるわけか。

委員：私はこの条文案でよいと思うが、確認したいことがある。執行部資料2のP5「補助金条例に規定する場合は、『各補助金の趣旨・交付目的・制度上困難なもの除き、暴力団を排除する』という趣旨の条文など」と、執行部は述べているが、これについては、座長案の「各補助金等の交付の目的、趣旨等を勘案しつつ」に当たるのかと思って見比べていた。事務局に確認したいが、執行部が言っていることについては、「各補助金等の交付の目的、趣旨等を勘案しつつ」で適切に読むことができるのか。

事務局：各補助金の性格等によって、一律に暴力団等を排除するものではないものがあるとの意味から、まさにその部分を「勘案しつつ」措置を講ずるものであるので、これで読むことができるものである。

委員：その意味は、十分に読みとれるのか。それならばよい。次に、規則は改正しないとの説明であったが、なぜ規則は改正しなくてよいのか。

執行部：補助金によって、排除するものと排除しないものがあるところである。しかし、補助金全般にわたる規則を改正してしまうと、全部の補助金を縛ることとなってしまい不相当と考えられる。法務・文書室とも相談した結果、あえて、条例と要綱とで規定するのが適当であり、またそれに対応できると判断したものである。

委員：要綱は、いわば内規ではないか。県民に明らかにされなくなってしまう懸念があり、その方が適当というのは違和感がある。

執行部：補助金等の交付に関する事務は予算の執行に該当し、これは知事の権限に属し、地方自治法施行令等において、規則で定めることとされているものである。補助金等について、その在り方はこの補助金条例で規定され、手続きについては規則で定められているものであり、ここでの条例と規則は上下の関係ではなく、セットで補助金等について規定しているものである。現行のままだでも、規則に基づき補助金等の交付について条件を付すことができるものであり、また、規則に基づき必要な調査を行うことができる。暴力団等の排除を、あえて規則で明記しなくても、十分に対応できると整理したものである。

委員：わかった。

委員：討議が尽くされたようだ。では、この座長案について、執行部の意見を聴取する。

お手元の資料1の座長案に対する執行部の意見はいかがか。

執行部：異議はない。

委員：では、執行部には退室願う。

では、この座長案について、検討会として採決を行う。検討会として、この座長案の内容で、条例案として議会に提出することに賛成の者は挙手願う。

(採決)

挙手全員である。では、前回 4/30 の第 18 回検討会における資料 4 のとおり、三重県における補助金等の基本的な在り方に関する条例の一部を改正する条例案に、本日の採決された案を加え、この検討会委員の発議により、議会に提出することとする。

提出する条例案の内容は、前回及び本日採決されたとおりだが、改正条例案の具体的な作成については、座長及び副座長に一任願う。

(「異議なし」の声)

また、本日の資料 1 の座長案を元に、各委員により会派の了解をいただきたい。

各会派で異議あるいは修正意見等が出された場合は、5/28(木)16:00 までに、事務局を通じて座長に申し出ていただきたい。

なお、議員提出条例の、この後の手続きの日程については、随時、各委員に連絡する。なお、前回、今後の進め方案としてスケジュールを示したとおり、全員協議会で説明、条例案を提出、代表者会議で説明、議会運営委員会で説明、本会議で提案説明、常任委員会で質疑及び採決、本会議で採決、が予定されている。

これらの対応は、内容及び人選を含め、座長及び副座長に一任いただくことでよいか。

(「異議なし」の声)

それでは、そのようにする。

委員：わが会派は、5/29 まで総会が開かれないので、会派としての意見の切は 5/29 としていただきたい。おそらく異議は出ないと思われるが。

委員：それでは、会派の意見申し出の切は 5/29 とする。

委員各位には一年間検討会に参加いただいたことになり、検討会座長として一言申し上げる。

議員提出条例は、県民の代表である議員が、県民の視点から本県に必要な条例案を発議し、成立させるものである。その制定過程において、特に、このような検討会や委員会における審議や討議を通じて、現行制度の問題点を示し、必要な政策を形成し、執行部の政策決定に影響力を与えていくことができることに意義があると考えている。従って、この検討会においては、委員相互による討議が活発に行われることが最も重要である。

この検討会の委員の多くに、引き続き、議員提出条例の検証にご協力いただけるようお願いしている。

今後の予定については、必要に応じて連絡する。本日の検討会はここまでとする。

(終了)